

# 食品安全委員会農薬第四専門調査会

## 第1回会合議事録

1. 日時 令和2年6月11日（木） 14:00～14:41

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを利用）

### 3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

太田専門委員、小野専門委員、楠原専門委員、小林専門委員、佐藤専門委員、杉原専門委員、高木専門委員、永田専門委員、中山専門委員、藤井専門委員、本多専門委員、安井専門委員

(専門参考人)

納屋専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、吉田（緑）委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、永川課長補佐、横山課長補佐、福地専門官、塩澤係長、宮崎係長、瀬島専門職、藤井専門職、町野専門職

### 5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規定

資料1-2 テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について

資料1-3 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-4 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

て

- 資料 1－5 農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について
- 資料 2 農薬第四専門調査会専門委員等名簿（令和 2 年 4 月現在）
- 資料 3 食品安全委員会での審議等の状況
- 参考資料 1 食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について  
（第777回食品安全委員会資料（令和 2 年 3 月 24 日））
- 参考資料 2 農薬に関する専門調査会での審議状況一覧
- 参考資料 3 令和 2 年度食品安全委員会運営計画

## 6. 議事内容

### ○永川課長補佐

では、定刻となりましたので、ただいまから、第 1 回農薬第四専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

事務局の課長補佐を務めます永川と申します。僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」に基づき、Web会議システムを利用して参加いただく形で行います。

なお、このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、議事録につきまして、後日、ホームページに掲載することで公開に代えさせていただければと存じます。

Web会議システムを利用した専門調査会の開催につきましては、まだ経験が浅いところではございますので、事務局に不慣れな部分も多く、議事進行に支障が生じる場合もあるかと存じますが、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、内閣府において 5 月 1 日よりクールビズを実施しておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、このたび、4 月 1 日付をもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、初めに、佐藤食品安全委員会委員長より御挨拶させていただきます。

### ○佐藤委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤でございます。会議の冒頭になりますけれども、御挨拶をさせていただきたいと思っております。

このたびは、専門委員への就任を御快諾くださりありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼を申し上げます。

既に安倍内閣総理大臣から、令和 2 年 4 月 1 日付で食品安全委員会専門委員としての任

命書がお手元に届いていることかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会については、委員長が指名するという事になってございますので、先生方を農薬第四専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは非常に重要なことでもあります。

専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスをはじめ、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり、総合的な判断で調査審議していただきたいと思います。と思っています。

リスクアナリシスの考え方や枠組みについては、食品安全委員会が創設されて以来、啓発を図っているところです。昨年は、私なりの理解でリスクアナリシスやレギュラトリーサイエンスの話をさせていただく機会が何回かありました。いずれそのような機会をつくれればというふうに考えてございます。

専門調査会の審議については原則公開となっております。この農薬第四専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行うことが多くなると思えます。しかし、議事録は公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言、また、総合的な判断に至るまでの議論を、議事録を通して間接的に聞くことにより、オーディエンスの方々にはリスク評価のプロセスや意義を御理解いただき、情報の共有に資するものと考えております。

食品安全委員会が創設されてから17年になります。これまでに農薬に関する専門調査会では、延べ1,000件を超える、正確には1,082件だそうでございますが、このように多数の食品健康影響評価を終了していただいております。

この農薬第四専門調査会は、個別の農薬について調査審議を行うために設置されております。調査審議いただく農薬については、委員長から指定させていただくこととなっております。

食品安全委員会における農薬の評価におきましては、農産物に残留する農薬そのものだけではなく、農薬が農作物で代謝を受けて代謝物を生成する場合や、家畜に飼料として給与された飼料作物中の残留農薬が家畜で代謝され畜産物中に残留する場合など、様々な形態で人が摂取する可能性を考慮し、総合的に評価していただくとともに、暴露のシナリオとしても一生涯にわたって毎日摂取した場合に加え、24時間又はそれよりも短期間の摂取による影響についても検討していただいております。

このように農薬に関する評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方にのみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、動物の代謝、植物の代謝など幅広い分野からの13名の専門委員と1名の専門参考人に御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えて

おります。

少し私の個人的な見方も交えて申し上げますが、リスク評価においては評価している時点での科学の進歩に合わせた方法や考え方で評価することが重要と考えております。そのためにはリスク評価書が最新の科学で評価していることを示すこと、あるいはそうであろうと努力することも必要であろうと考えております。

科学の更新、アップデートが何であるのか、どうあるべきなのかは議論のあるところではありますが、常々考えていくことでこれからの評価全体の質の向上やアップデートへと広がっていくものでありたいと考えております。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられています。専門委員の仕事は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○永川課長補佐

ありがとうございました。

次に、本日、机上配付しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規定、

資料1-2として、テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について、

資料1-3として、食品安全委員会における調査審議方法等について、

資料1-4として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、

資料1-5として、農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について、

資料2として、農薬第四専門調査会専門委員等名簿、

資料3として、食品安全委員会での審議等の状況、

参考資料1として、食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について、

参考資料2として、農薬に関する専門調査会での審議状況一覧、

参考資料3として、令和2年度食品安全委員会運営計画、

資料及び参考資料は、近日中にホームページに掲載されます。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。不足等がございましたら事務局までお申し出いただければと思います。

また、参照資料等につきましては、事前にお送りしました資料を御覧ください。

なお、本日はWeb会議形式で行いますので、そちらの注意事項を3点お伝えいたします。

1つ目でございますが、発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにし

ていただくようお願いいたします。

2つ目でございますが、こちらは発言時のものでございますが、御発言いただく際には、まず、挙手機能、自分の画面の右側の名前が並んでいるところの御自分の行に挙手の機能がございますので、こちらを利用いただき挙手をいただき、次に座長が先生のお名前をお呼びしましたらマイクをオンにさせていただき、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただきまして、発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしていただいて、挙手ボタンをもう一度押していただいて挙手をオフにさせていただくという形で御対応をお願いいたします。

なお、カメラについては基本的にはオンにしておいていただければと考えております。

また、接続不良時につきましては、その会議中の通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合には、避難措置としてカメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくと、オンオフができるようになっております。それでも状況が変わらず議論内容が分からない状態が続くようでしたら、お手数ですが、メッセージに状況を御記載ください。予期せず切断をされてしまったという場合につきましては、再度入室をお試しいただき、改善されない場合には事務局までお電話いただきますようお願いいたします。こちらがWeb会議における注意事項となります。よろしくようお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、議事2として、専門委員等紹介でございます。専門委員につきましては、私の方からお名前の五十音順に紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしましたらマイクをオンにさせていただき、御所属、御専門分野を含め一言御発声いただけましたら幸いです。発言が終わられました方は、マイクオフをお願いいたします。

では、御紹介させていただきます。

太田敏博専門委員。

○太田専門委員

太田です。この調査会には食品安全委員会ができたときから所属しております。専門は遺伝毒性ということでやっております。よろしくようお願いいたします。

以上です。

○永川課長補佐

続きまして、小野敦専門委員。

○小野専門委員

岡山大学の小野です。専門は一般毒性、毒性評価全般です。よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

続きまして、楠原洋之専門委員。

○楠原専門委員

東京大学薬学部の楠原と申します。この4月から食品安全委員会の専門委員に加えてい

いただきました。よろしくお願いいたします。専門は、薬物動態ということで、薬物速度論を使った体内動態解析と、あとはトランスポーターを中心にした研究をしております。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、小林健一専門委員。

○小林専門委員

労働安全衛生総合研究所の小林健一と申します。今年から委員になりまして、専門は生殖発生毒性です。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、佐藤洋専門委員。

○佐藤専門委員

岩手大学の佐藤洋と申します。よろしくお願いいたします。専門は一般毒性ですけれども、特に毒性病理の方を担当しております。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、杉原数美専門委員。

○杉原専門委員

広島国際大学の杉原と申します。専門は動物代謝の方を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、高木篤也専門委員。

○高木専門委員

国立医薬品食品衛生研究所の高木です。専門は一般毒性です。どうぞよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、永田清専門委員。

○永田専門委員

今年、東北医科薬科大を退職しました永田と申します。専門は動物代謝をやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、中山真義専門委員。

○中山専門委員

農研機構の中山と申します。専門は植物代謝になります。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、藤井咲子専門委員。

○藤井専門委員

化合物安全性研究所の藤井咲子と申します。生殖発生毒性を専門としております。どう

ぞよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、本多一郎専門委員。

○本多専門委員

前橋工科大学の本多と申します。専門は植物代謝になります。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、安井学専門委員。

○安井専門委員

国立医薬品食品衛生研究所の安井です。専門は遺伝毒性です。どうぞよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

本日は、以上12名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人の御紹介をさせていただきます。納屋聖人専門参考人、一言お願いいたします。

○納屋専門参考人

納屋でございます。今年の3月まで専門委員をやっております、4月から専門参考人としてまた参加させていただくことになりました。専門は生殖毒性です。どうぞよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

なお、本日は、石井雄二専門委員は御都合により御欠席との御連絡をいただいておりますので、お名前のみ御紹介させていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いただきました佐藤委員長、農薬に関する専門調査会の主担当の吉田委員、副担当の川西委員が御出席しております。

○吉田（緑）委員

吉田です。よろしくお願いいたします。

○川西委員

川西です。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

事務局につきましては、本日、Web会議又は中会議室の方から、小川事務局長。

○小川事務局長

小川です。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

鋤柄次長。

○鋤柄事務局次長

鋤柄でございます。よろしく申し上げます。

○永川課長補佐

近藤評価第一課長。

○近藤評価第一課長

近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○永川課長補佐

このほか、評価第一課から事務局員が参加しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事3の専門調査会の運営等についてでございます。課長の近藤の方から御説明させていただきます。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

それでは、私の方から調査会の運営等について御説明させていただきます。

まず、資料1-1と参考資料1をお手元に御準備ください。

資料1-1は、食品安全委員会専門調査会等運営規程でございます。こちらの第2条を御覧いただきますと、専門調査会の所掌事務が定められております。

3ページ目に別表として、農薬に関する専門調査会5つ、第一専門調査会から第五専門調査会の所掌事務が定まっております。本第四専門調査会は、農薬のうち委員長が指定するものの食品健康影響評価について調査審議をすることとされております。

これに関しまして、参考資料1の方を御覧いただければと思います。本年3月の食品安全委員会におきまして、専門調査会の運営規程の一部改正がございまして、農薬に関する専門調査会の再編が行われ、4月1日から施行されております。

1. 趣旨のところに記載しておりますけれども、農薬につきましては企業からの申請に基づく評価が非常に多く、これらを遅滞なく調査審議を行う必要があるということ。それから、平成30年に農薬取締法が改正されまして、農薬に係る再評価制度が導入され、これに関係して今後、農薬に関する食品健康影響評価の件数が大幅に増加することが見込まれること。そういったことから、さらに迅速かつ効率的な調査審議を行うため、専門調査会の体制整備を行ったものでございます。

これによりまして、これまでございました農薬専門調査会を廃止し、先ほど御説明申し上げました5つの専門調査会を新たに設置することとしたものでございます。農薬の第一専門調査会につきましては、農薬全般に係る事項や再評価に関する事項について調査審議を行うこととしておりまして、第二から第五の専門調査会につきましては個別の品目について調査審議を行うこととされております。

それでは、資料1-1にお戻りください。

第2条の3に、専門調査会に座長を置くと。座長は互選により選任すると定められております。

また、第2条の5に、座長があらかじめ指名する者が座長代理としまして、その座長に事故があったときにその職務を代理するとされております。

また、第4条に、座長がこの会議を招集して議長となるというふうに定められているところでございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。こちらは、本年4月9日の食品安全委員会において決定されたものでございまして、感染症のまん延の防止など、やむを得ない事情がある場合には、テレビ会議又はWeb会議システムを利用して出席することができるというような定めが新たに決定されまして、本日、このような形で開催させていただいております。

続きまして、資料1-3と1-4をお手元に御準備ください。こちらは食品安全委員会における調査審議が中立公正に行われるために定めております調査審議の方法等についてでございます。食品安全基本法におきましては、食品健康影響評価がその時点における最新の水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われなければならないと規定をされております。そのために2に示しておりますとおり、調査審議に専門委員が参加できない場合を定めております。

2の(1)の①から⑥に具体的に定めがございますけれども、例えば、特定企業から過去3年間に、別表に定める金額を受領している場合ですとか、あるいは、特定企業からの依頼によって対象品目の申請資料等の作成に協力をした場合などがその対象となるものでございます。

2ページを御覧いただきまして、(2)にそういったことを確認するために確認書を御提出いただくという規定がございます。本日は改選後初の会合でございますので、事前に委員の皆様から御提出いただきました資料を資料1-4として本日の資料とさせていただきます。こちらにつきましては、後ほど、ホームページにも掲載させていただきます。

このような本日御提出いただきました確認書の内容から変更になった場合には、速やかに確認書を御提出いただくこととなっておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

続きまして、資料1-5を御覧ください。こちらは農薬の食品健康影響評価に係る事項の調査審議における留意点を定めたものでございます。先ほど、参考資料1の方で農薬専門調査会の改廃について御説明させていただきましたけれども、本年3月末で農薬専門会が廃止になりましたことに伴いまして、3つの運営に係る文書が廃止となっております。

1つ目は、農薬専門会の運営体制に関する事項、  
2つ目は、農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について、  
3つ目は、農薬専門調査会の運営等について、  
といった文書でございます。

資料1-5は、4月以降の農薬に関する専門調査会におきましても調査審議が円滑に進

むよう、その農薬に関する専門調査会の所掌事項を踏まえましての、先ほど申し上げました廃止となった3文書で掲げられておりました留意点の継承を含めまして、調査に係る留意点をまとめたものでございます。

概要を簡単に御説明させていただきますと、まず、資料1-5の1ページ目の1. 農薬第一専門調査会の審議について、におきましては、農薬第一専門調査会が再評価に関する事項についてなど、調査審議を行うことを定めているものでございます。

おめくりいただきまして2ページ目に、2. 農薬第一専門調査会以外の審議について、ということで定めがございます。本第四専門調査会はこちらの部分が対象となります。

まず、(1)でございますが、これは調査審議を行う専門調査会の指定でございまして、先ほど委員長からの御挨拶にもあったとおり、委員長が指定する品目の調査審議を行うこととなっております。この作業を円滑に行うための手続について定めたものでございまして、旧農薬専門調査会で行っておりました効率的な手法を継承する内容となっております。

(2)としまして、審議内容を定めております。1)に評価の実施とございます。1パラ目は、評価書案のたたき台を各専門調査会の中で最終化することで調査審議の透明性を確保するといったことで、これまでの文書の継承となっております。

2パラ目でございますけれども、こちらは旧幹事会が廃止になったことに伴う新たに定められた部分でございまして、各専門調査会で結論が得られない場合には、当該専門調査会の座長は農薬第一専門調査会に検討を依頼することができるとされております。その場合には、特に検討を必要とする部分について議論の経緯を取りまとめるなど、依頼の方法などについて定められております。

また、第一専門調査会で得られた結論につきましては、当該専門調査会において報告を受けることなどが定められております。

3ページ目に参りまして、2)重版剤の取扱いに係る留意点につきましては、廃止となった文書から継承されているものでございまして、重版剤について中心として審議をする部分がどういった点かということが決められてございまして、それ以外につきましては、審議当日は別紙として資料配付の対応とすると。その上で議事録に残すといったことが定められております。

また、(3)企業関係者の参加についても廃止文書から継承されているものでございます。

3. 農薬の食品健康影響評価に関する審議の基本的な考え方につきましても、基本的には廃止文書から継承されている内容となっております。

23行目に、指針及び農薬第一専門調査会で決定した考え方を踏まえて評価することとされているところでございます。

以降、4ページ目、4. 専門調査会の公開について、5. その他につきましても、廃止文書から継承されているものでございますので、こちらの方を御留意いただきまして、本専門調査会の審議の方をいただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、本専門調査会の運営について御説明をさせていただきました。何か御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。よろしければ、今、御説明させていただきました内容について御確認いただきまして、また、御留意いただきまして専門委員の方をお務めいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、議事4の座長の選出、座長代理の指名に入りたいかと存じます。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされています。どなたか御推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

太田先生、お願いいたします。

○太田専門委員

太田です。

座長は小野専門委員が適任かと存じますので、御推薦申し上げます。

以上です。

○永川課長補佐

その他、いらっしゃいませんか。

杉原先生、お願いいたします。

○杉原専門委員

杉原です。

私も小野専門委員が座長に適任だと考えます。御推薦いたします。

以上です。

○永川課長補佐

ただいま、太田専門委員、杉原専門委員から、小野専門委員を座長にという御推薦がございました。そのほかいかがでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に小野専門委員が互選されました。

それでは、小野座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○小野座長

岡山大学の小野です。推薦いただきありがとうございます。

大変緊張しておりますが、昨年度まで部会と呼んでいたものが調査会という形になりまして、ある意味責任も重たくなったのかなと思っておりますが、先生方の御協力を得ながら最新の知見を取り入れた信頼される評価結果を世の中に示していきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は、小野座長にお願いさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小野座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明があった座長代理の指名についてですが、私の方からは佐藤専門委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。佐藤先生、お引き受けいただけますでしょうか。

○佐藤座長代理

承知いたしました。

甚だ力不足ではありますが、小野座長より御指名いただいたということで務めさせていただきます。小野座長にはどうぞ事故がないように心からお祈りしております次第です。よろしくお願いいたします。

○小野座長

ありがとうございます。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

まず、食品安全委員会での審議等の状況についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○永川課長補佐

食品安全委員会での審議等の状況につきまして、資料3でございます。こちらはリスク管理機関への通知でございますが、4月21日に1剤について通知を行っている状況でございます。

以上です。

○小野座長

ありがとうございます。

以上、事務局から説明がございましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、続いて、事務局より説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

本日は今年度第1回の専門調査会ということで、今年度の食品安全委員会の運営計画について簡単に御説明させていただきたいと思います。参考資料3をお手元に御準備ください。令和2年度食品安全委員会運営計画でございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目の審議の経緯を御覧ください。本年1月30

日の企画等専門調査会で御審議いただいた後、食品安全委員会に報告し、国民からの意見の募集を行い、本年3月31日に食品安全委員会で決定されたものでございます。

2ページ目を御覧ください。第1としまして、本年度の運営の重点事項を記載しております。(2)に記載がございます。4点ございますけれども、まず、①としまして、食品健康影響評価の着実な実施といったものを上げてございます。本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うということで、aとして、農薬の再評価制度に向けた取組の推進といったものを上げております。平成30年6月の農薬取締法の改正によりまして、国内登録のある農薬について一定期間ごとに最新の科学的水準に立って再評価を実施すると。これが令和3年度から開始されることから、リスク管理機関と連携しつつ円滑に評価を進めることができるように準備、作業を進めることとしております。

また、2ページ目の下の方になりますが、②として、リスクコミュニケーションの戦略的な実施。

次のページに参りまして、研究・調査事業の活用。

④としまして、海外への情報発信、国際会議への参画、関係機関との連携強化といったことを重点事項として上げております。

次に、第2としまして、委員会の運営全般について記載がございます。農薬専門調査会と関係の深いところといたしまして、(3)食品健康影響評価に関する専門調査会の開催が上げてありまして、効率的な調査審議を実施するといったことが掲げられております。

また、その下の(4)でございますが、委員会と専門調査会の連携の確保のために、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席をして、必要に応じて情報提供を行うとともに助言を行うとされているところでございます。

4ページ目を御覧ください。第3として、食品健康影響評価の実施について記載がございます。

まず、1、リスク管理機関からの食品健康影響評価を要請された案件を着実に実施するというところで、(1)から(3)の記載がございます。

(2)のところには、標準処理期間内に評価結果を通知できるように計画的な調査審議を行うとされております。

また、(3)といたしまして、いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価につきましても計画的に行うこととしております。

2としまして、評価ガイドライン等の策定とございます。

2つ目のパラグラフに農薬に関する記載もございます。再評価制度も見据えて最新の科学的知見を踏まえて指針の改訂に向けて精力的に検討を進めることとしているところでございます。

5ページ以降は、それぞれの重点項目につきましての詳細な記載がございますが、ここでは割愛させていただきますので、お時間のあるときに御覧いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小野座長

ありがとうございます。

以上、事務局より令和2年度食品安全委員会運営計画について説明がございましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

特にないようですので、事務局からほかに連絡事項はございますでしょうか。

○永川課長補佐

ございません。

○小野座長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第1回農薬第四専門調査会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、この後、14時50分から非公開で第2回農薬第四専門調査会を開催いたします。専門委員の先生方は御参画のほどよろしくお願いいたします。

以上